

令和4年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

知事公室

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
防災危機管理局	滋賀県防災情報システム・消防庁被害情報収集ハブ連携業務委託	滋賀県防災情報システム・消防庁被害情報収集ハブ連携業務	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月31日	日本無線株式会社 関西支社	9,900,000	防災情報システムのシステム連携業務を遂行するためには、システムの仕様、プログラム、機器構成など細部まで熟知する必要があるが、当該システムは整備業務委託の受注者である日本無線・中電技術コンサルタント・ほくつう特定業務共同企業体が独自技術に基づき設計、開発、整備を実施したものであり、その内、日本無線株式会社が著作権を有しているため、他者が代替することはできないため。	2	3イ